

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
II. 記載要領及び留意事項	II. 記載要領及び留意事項
関税法関係	関税法関係
<u>積荷目録 (C-2031)</u>	<u>(新規)</u>
<p><u>各欄への記入に当たっては、船荷証券に記載されている事項を参考として記入する。</u></p> <p><u>「10. 船積港」欄には、「1. 船舶の名称」に記載された船舶に貨物を船積みした港を記載することとする。</u></p> <p><u>「11. 船積港出港日時」欄には、「10. 船積港」欄に記載された船積港を出港した確定日時をグリニッジ標準時によって記載することとする。</u></p> <u>海上コンテナー貨物に係る積荷情報 (C-2032)</u> <p><u>「3. 申請者ID」欄には、NACCSセンターが提供する申請者ID発給システムから取得した申請者ID又はNACCSセンターと利用契約を締結する際に払い出される利用者コードを記載する。</u></p> <p><u>「8. 船積港」欄には、「5. 船舶の名称又は信号符字」に記載された船舶に貨物を船積みした港を記載することとする。</u></p> <p><u>「9. 船積港出港（予定）日時」欄には、「8. 船積港」欄に記載された船積港を出港した（する）確定（予定）日時をグリニッジ標準時によって記載することとする。また、関税法第 15 条第 9 項の規定による報告の場合は、船積港出港予定日時を記載することとし、関税法第 15 条第 1 項の規定による報告の場合は、船積港出港日時を記載する。</u></p> <p><u>「11. 船卸港入港予定日時」欄には、日本時間で記載することとする。</u></p> <p><u>「18. 代表品目番号」欄には、代表品目の HS コード 6 桁を記載することとする。</u></p> <p><u>「23. 船荷証券番号」欄にハウス B/L 番号を記載した場合には、「（親 B/L 番号）」欄に関連付けを行うマスターB/L 番号を記載する。</u></p>	<u>(新規)</u>